

## 平成 25 年 4 月 22 日 全国知事会議（税財政関係）での主なご意見

## 中間論点整理の内容について

- 中間報告にあるとおり、各県それぞれ数字が具体的に示されており、ある意味非常にクリアに影響がわかる資料となっている。  
税財源の偏在の問題については、学問的な議論もあり難しいところがあるが、9～10 月頃に方向性を出すようなスケジュール感で知事会全体として取り組むべき。
- 地方法人特別税の見直し時期について、地方消費税の税率（10%）を将来さらに引き上げるときに廃止・復元するという意見もあるが、本県の理解では、あくまでも今回の抜本計画の中で廃止・復元するという前提で研究会でも議論していると理解している。  
ぜひとも今回の改革の中で、知事会としても整理してほしい。
- 税財源の偏在の問題は、地方税だけで議論することには限界がある。交付税の果たしている機能の検証も含めて、国・地方の税制全体を通じた幅広い議論が必要。
- 地方法人特別税の暫定措置見合いの偏在是正ありき、ということが論点の中心となっており、受益と負担という地方税の原則に反する方策も提示されているのではないか。
- 今回の税制改正では偏在性の小さい地方消費税が拡充されるとともに、地方交付税の原資も 0.34%分充実が図られる。このような状況も踏まえ、交付税の財政調整機能がある中で、是正すべき税の偏在とは何かについて議論を深めるべき。
- 東京都が抱える高齢者人口の増加（2010 年→2015 年で＋約 40 万人）や待機児童の数（全国の約 3 割が集中）などの財政需要も勘案して議論すべき。
- 説明資料 1「地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出についての試算」について、地方消費税引上げ分が臨財債と相殺され、交付団体にメリットがないという趣旨になっているが、臨財債の減というのは相当のメリットがあるのではないか。  
知事会の資料として、このまま対外的に使用することはふさわしくない。
- 比較的偏在度の小さいとされる地方消費税であっても人口一人当たり 2 倍の格差があるため、偏在性はむしろ拡大するという点を地方の立場としてどう合理的に解決していく案を作るのか。提示されたスキームを一つの軸として夏まで議論していくべき。

- 地方税収が増えることによって偏在性の少ない地方税制の問題解決に若干は寄与してくるが、それだけではなかなか難しい。
- どこに住んでも同じ公共サービスを受けられるというのが、追及すべき姿。理想論として共有税のような制度を設けるべきだが、なかなか現実には難しいので、交付税の役割を軽視し過ぎるのは現実的でない。

#### その他

- 税源の話は道州制との関係でタイミングをどう主張するのか。安定財源は欲しいが変動する財源は返上しますというのは、足元を見透かされることにしかならないのではないか。
- 道州制で国の発展に責任を持つという以上は、リスクもとっていき、というようにところも併せて言っていかないと、説得力を持たないのではないか。
- 特区の構想に大都市だけ法人税を下げるという話があるが、集中により都市間競争力を高めるとい議論に対して知事会としてどう対峙するかという大きな議論をしないで、あまり細かい議論をしてもしょうがないのではないか。
- 地方法人課税の分割基準は、従前は本社(管理部門)の人数を2分の1としていたのだが、平成17年度の改正で本社の人数をまるまる入れるものになっており、本社所在地の配分額が多くなる傾向がある。  
例えば情報化が進むなど環境の変化があるなかで、受益と負担の関係を明確に表す指標としての分割基準についてもきちんと議論すべき。